

令和 7 年

5 月版

水道工事積算基準書

堺市上下水道局

目 次

第一編 請負工事標準歩掛

第1章 積算基準

第1節 請負工事積算基準

1-1-1 適用範囲	1- 1
1-1-2 設計書の作成	実務必携参照
1-1-3 請負工事費の構成	実務必携参照
1-1-4 請負工事費の費目	実務必携参照
1-1-4-1 直接工事費	実務必携参照
1-1-4-2 間接工事費	実務必携参照
1-1-4-3 一般管理費等	実務必携参照
1-1-4-4 消費税等相当額	実務必携参照

第2節 工事費の積算

1-2-1 直接工事費	1- 2
1-2-1-1 材料費	1- 2
1-2-1-2 労務費	1- 2
1-2-1-3 直接経費	1- 3
1-2-1-4 諸雑費及び端数処理	1- 3
1-2-1-5 注意事項	実務必携参照
1-2-2 間接工事費	1- 4
1-2-2-1 総則	1- 4
1-2-2-2 共通仮設費	1- 4
1-2-2-3 現場管理費	実務必携参照
1-2-3 現場発生品及び支給品運搬	1- 5
1-2-4 一般管理費等	1- 6
1-2-4-1 一般管理費の項目及び内容	実務必携参照
1-2-4-2 付加利益	実務必携参照
1-2-4-3 一般管理費等の算定	実務必携参照
1-2-4-4 一般管理費等率の補正	1- 6
1-2-5 消費税等相当額	実務必携参照
1-2-6 現場環境改善費	実務必携参照
1-2-7 工事における工期の延長等に伴う増加費用等の積算について.....	実務必携参照
1-2-7-2 雨休率	1- 6
1-2-8 週休2日工事に要する費用の積算.....	1- 6
1-2-10 市場単価方式による週休2日取得に要する費用の計上に関する補正係数.....	1- 6
1-2-11 時間的制約を受ける工事の積算.....	実務必携参照

第3節 数値基準

1-3-1 数値基準	1- 7
------------------	------

第2章 開削工事歩掛

第1節 標準掘削断面

2-1-1 断面決定上の留意事項	実務必携参照
2-1-2 掘削方法	実務必携参照
2-1-3 掘削幅の算定	実務必携参照
2-1-4 標準掘削断面	実務必携参照
2-1-5 再掘削工の算定	実務必携参照

第2節 土留工

2-2-1 土留歩掛表（木矢板たて込み）	実務必携参照
2-2-2 土留歩掛表（軽量鋼矢板たて込み）、機械施工	実務必携参照
2-2-2-1 適用範囲	実務必携参照
2-2-2-2 使用機械	実務必携参照
2-2-2-3 編成人員	実務必携参照
2-2-2-4 施工歩掛	実務必携参照
2-2-3 土留歩掛表（軽量鋼矢板たて込み）、人力施工	実務必携参照
2-2-4 賃料等の算定	実務必携参照
2-2-5 支保歩掛表（木製）	実務必携参照
2-2-6 支保歩掛表（軽量金属製）	実務必携参照
2-2-6-1 適用範囲	実務必携参照
2-2-6-2 編成人員	実務必携参照
2-2-6-3 施工歩掛	実務必携参照
2-2-7 土留歩掛表（アルミ矢板たて込み）	1- 9
2-2-8 支保歩掛表（軽量金属製・アルミ矢板使用）	1- 9

第3節 鋳鉄管布設工

2-3-1 吊込み据付（機械力）歩掛表	実務必携参照
2-3-2 吊込み据付（人力）歩掛表	実務必携参照
2-3-3 メカニカル継手歩掛表	1- 10
2-3-3-2 継手補強金具及びフランジ固定金具設置歩掛表	1- 10
2-3-4 伸縮可とう管設置歩掛表（鋳鉄製）	実務必携参照
2-3-5 フランジ継手歩掛表	実務必携参照
2-3-6 T形継手歩掛表	実務必携参照
2-3-7 NS形継手接合歩掛表	実務必携参照
2-3-8 GX形継手接合歩掛表	実務必携参照
2-3-9 S50形継手接合歩掛表	実務必携参照

2-3-10	NS 形・SⅡ形・GX 形継手挿口加工歩掛表.....	実務必携参照
2-3-11	NS 形・S 形・US 形継手挿口加工歩掛表.....	実務必携参照
2-3-12	水圧試験歩掛表	実務必携参照
2-3-13	ポリエチレンスリーブ被覆歩掛表.....	1-11
2-3-14	不断水連絡歩掛表	実務必携参照
2-3-15	管明示テープ歩掛表	実務必携参照
2-3-16	管明示シート歩掛表	実務必携参照
2-3-17	ロケーティングワイヤー歩掛表.....	実務必携参照
第 4 節	鋼管布設工	実務必携参照
第 5 節	硬質塩化ビニル管布設工	
2-5-1	硬質塩化ビニル管布設歩掛表	実務必携参照
2-5-2	硬質塩化ビニル管用鋳鉄異形管被覆歩掛表.....	実務必携参照
2-5-3	管明示テープ歩掛表	実務必携参照
2-5-4	ロケーティングワイヤー歩掛表	実務必携参照
2-5-5	硬質塩化ビニル管（メカニカル継手）布設歩掛表.....	1-12
第 6 節	ポリエチレン管布設工	
2-6-1	ポリエチレン管布設歩掛表	実務必携参照
2-6-2	ポリエチレン管（融着接合）布設歩掛表.....	実務必携参照
2-6-3	ポリエチレン管（メカニカル継手）布設歩掛表.....	実務必携参照
2-6-4	管明示テープ歩掛表	実務必携参照
2-6-5	ロケーティングワイヤー歩掛表	実務必携参照
2-6-6	溶剤浸透防護スリーブ被覆歩掛表.....	実務必携参照
第 7 節	遠心力鉄筋コンクリート管布設工.....	実務必携参照
第 8 節	管切断工	
2-8-1	鋳鉄管切断歩掛の適用区分	実務必携参照
2-8-2	鋳鉄管切断歩掛表	1-13
2-8-3	鋳鉄管切断・溝切り加工歩掛表	実務必携参照
2-8-4	鋼管切断歩掛表	実務必携参照
2-8-5	ステンレス鋼管切断歩掛表	実務必携参照
2-8-6	硬質塩化ビニル管切断歩掛表	実務必携参照
2-8-7	ポリエチレン管切断歩掛表	実務必携参照
第 9 節	弁類及び消火栓設置工	
2-9-1	仕切弁設置歩掛表（縦・横型）	実務必携参照
2-9-2	空気弁及び空気弁座設置歩掛表	1-14
2-9-2-1	フランジ形空気弁設置歩掛表	1-14
2-9-2-2	空気弁設置歩掛表（分岐サドル使用）	1-14
2-9-3	消火栓設置歩掛表	1-15
2-9-4	緊急遮断弁設置歩掛表	実務必携参照

2-9-5-1	仕切弁・空気弁ボックス設置歩掛表（レジンコンクリートボックス）	1-15
第10節	既設管撤去工	
2-10-1	適用範囲	実務必携参照
2-10-2	既設管撤去切断歩掛表	1-16
2-10-3	铸铁管継手取外し歩掛表	実務必携参照
2-10-4	石棉管継手取外し歩掛表	実務必携参照
2-10-5	撤去管吊上げ積込み歩掛表	実務必携参照
2-10-6	石棉管吊上げ積込み歩掛表	実務必携参照
第11節	鋼製貯水槽設置工	実務必携参照
第12節	ダクトイル铸铁製貯水槽設置工	実務必携参照
第13節	その他	
2-13-1	ドレッサー形継手工歩掛表	1-17
2-13-2	铸铁管補修継手工歩掛表	1-17
2-13-3	異種管継手工（離脱防止付）歩掛表	1-18
2-13-4	フランジ短管設置歩掛表	1-18
2-13-5	仕切弁用ボックス（コンクリートブロック）据付工歩掛表（円形）	1-19
2-13-6	呼び径600mm鉄蓋用マンホール側塊（円形）据付工歩掛表	1-20
2-13-7	スラブ据付工歩掛表	1-20
2-13-8	仕切弁用ボックス標準セット歩掛表	1-20
2-13-9	消火栓用（空気弁用）ボックス（コンクリートブロック）据付歩掛表（角形）	1-21
2-13-10	消火栓用（空気弁用）ボックス（コンクリートブロック）据付歩掛表（旧美原町型）	1-22
2-13-11	消火栓用（空気弁用）ボックス標準セット歩掛表	1-23
第3章	推進工歩掛	実務必携参照
第4章	シールド工歩掛	実務必携参照
第5章	その他歩掛	
第1節	通水試験工	1-24
第2節	さく井工	実務必携参照
第3節	既設管内配管工	実務必携参照

第二編 参考資料

第1章 参考歩掛

第1節 管路土工

1-1-1 管路掘削歩掛表	2- 1
1-1-2 管路埋戻歩掛表	実務必携参照
1-1-3 舗装版取壊し積込歩掛表	実務必携参照
1-1-4 路盤歩掛表	実務必携参照
1-1-5 不陸整正歩掛表	実務必携参照
1-1-6 発生土処理歩掛表	2- 1
1-1-7 アスファルト塊・コンクリート塊処理歩掛表.....	実務必携参照
1-1-8 アスファルト舗装歩掛表	実務必携参照

第2節 開削工事の吊込み据付歩掛及び継手歩掛の補正係数..... 実務必携参照

第3節 水道管挿入工事

実務必携参照

第4節 飲料水供給施設工

1-4-1 適用範囲	実務必携参照
1-4-2 サドル分水栓建込み歩掛表	2- 2
1-4-2-1 分岐サドル取付工歩掛表	2- 2
1-4-2-2 サドル付分水栓閉止工歩掛表	2- 2
1-4-2-3 甲型分水栓閉止工歩掛表	2- 3
1-4-3 コア取付け工歩掛表	実務必携参照
1-4-4 止水栓取付け歩掛表	2- 3
1-4-5 鋼管切断ネジ切り歩掛表	実務必携参照
1-4-6 不凍水栓取付け歩掛表（VP 用）	実務必携参照
1-4-7、1-4-8 量水器取付け歩掛表	2- 4
1-4-9 その他	実務必携参照
1-4-10-1 鉛管継手工歩掛表	2- 4
1-4-10-2 ユニオン及びニップル継手工歩掛表.....	2- 5
1-4-10-3 V補修継手工歩掛表	2- 5
1-4-10-4 止水栓上部取替工歩掛表	2- 5
1-4-10-5 止水栓グランド修理工歩掛表.....	2- 5
1-4-10-6 止水栓ボックス及び量水器ボックス設置工歩掛表.....	2- 6
1-4-10-7 断水器コマ設置工歩掛表	2- 6

第2章 建設機械損料算定表

実務必携参照

第3章 その他

第1節 仮設配管工の積算

3-1-1	使用材料	実務必携参照
3-1-2	布設方法	実務必携参照
3-1-3	積算方法	2- 7
第2節 交通誘導警備員等		
3-2-1	適用範囲	2- 8
3-2-2	計上区分	2- 8
第3節 家屋調査等		
3-3-1	経費を算出する際の係数について.....	2- 9
3-3-2	家屋調査（外周構造物）の積算	2- 9
3-3-2-1	適用範囲	2- 9
3-3-2-2	調査歩掛	2- 9
3-3-3	家屋調査（一般建物）の積算	2- 9
3-3-3-1	適用範囲	2- 9
3-3-3-2	調査歩掛	2- 9
3-3-4	家屋調査（一般建物（外部のみ））の積算.....	2- 9
3-3-4-1	適用範囲	2- 9
3-3-4-2	調査歩掛	2- 9

第三編 設計業務委託標準歩掛

第1章 積算基準

第1節 設計業務等積算基準

1-1-1 適用範囲	実務必携参照
1-1-2 業務委託料	実務必携参照
1-1-2-1 業務委託料の構成	実務必携参照
1-1-2-2 業務委託料構成費目の内容	実務必携参照
1-1-3 業務委託料の積算	3- 1
1-1-4 設計変更の積算	実務必携参照
1-1-5 標準歩掛に含まれないもの	実務必携参照

参考資料

第1節 総則

(1) 設計等における数値の扱い	3- 2
------------------------	------

第2節 積算基準	実務必携参照
----------------	--------

第2章 配水管設計歩掛

第1節 開削工法

2-1-1 基本歩掛	実務必携参照
2-1-1-1 小口径（呼び径 350mm 以下）	実務必携参照
2-1-1-2 大口径（呼び径 400mm 以上）	実務必携参照
2-1-2 補正	実務必携参照
2-1-1-3 給水管	3- 3

第2節 推進工法	実務必携参照
----------------	--------

第3節 既設管内配管工法	実務必携参照
--------------------	--------

第4節 シールド工法	実務必携参照
------------------	--------

第5節 水管橋設計歩掛	実務必携参照
-------------------	--------

第6節 その他

6-1-1-1 舗装復旧工事設計歩掛	3- 5
--------------------------	------

第3章 構造物設計歩掛	実務必携参照
-------------------	--------

第4章 耐震補強設計歩掛	実務必携参照
--------------------	--------

第5章 更新設計歩掛	実務必携参照
------------------	--------

第一編 請負工事標準歩掛

第1章 積算基準

第1節 請負工事積算基準

1-1-1 適用範囲

- (1) 本基準書は堺市上下水道局（以下「局」という。）の発注する工事（水道施設の建設工事、委託設計等含む。）の積算に適用する。
- (2) 本基準書に記載のない事項については、水道事業実務必携（全国簡易水道協議会）（以下「実務必携」という。）、建設工事積算基準（堺市建設局）」（以下「市基準」という。）、下水道用設計標準歩掛表（公益社団法人 日本下水道協会）、積算基準（設備編）（大阪広域水道企業団）、経済産業省工業用水道工事設計標準歩掛表（一般社団法人 日本工業用水協会）、国、都道府県または各協会で定めたものによる。
- (3) 見出し（章節番号、段落番号等を含む）については、実務必携に準拠している。なお、本基準書独自の事項については見出し番号を追加している。
- (4) 設計変更又は出来高設計をする場合は、当初設計時の積算基準及び単価表を適用するものとする。ただし、市場価格が著しく変動した場合は別途措置することがある。
- (5) 出来高精算扱いとした工事で、積算基準改正又は単価改定の適用日以前に施行何を起案し（又はこれに準ずる手続をし）、決裁のあった工事については、すべて改正前の積算基準及び改正前の単価表を適用するものとする。

第2節 工事費の積算

1-2-1 直接工事費

1-2-1-1 材料費

材料費は、工事を施工するために必要な材料の費用とし、その算定は次の(1)及び(2)によるものとする。

(1) 数量

数量は、標準使用量に運搬、貯蔵及び施工中の損失量を実状に即して加算するものとする。

(2) 価格

価格は、原則として、設計積算開始日における市場価格とし、消費税等相当額は含まないものとする。設計書に計上する材料の単位あたりの価格を設計単価といい、設計単価は、物価資料等を参考とし、買入価格、買入に要する費用及び購入場所から現場までの運賃の合計額とするものとする。

当初の支給品の価格決定については、官側において購入した資材を支給する場合、現場発生資材を官側において保管し再使用品として支給する場合とも、入札時における市場価格または類似品価格とする。

なお、設計単価は、物価資料（「WEB 建設物価」、「積算資料電子版」をいう。）掲載価格、資材調査単価または見積りをもとに、原則として下記により決定するものとし、実勢の価格を反映するものとする。

また、工事の規模、工種、施工箇所及び施工条件等から下記によりがたい場合は、事前に水道建設課と協議のうえ別途決定する。

1) 物価資料による場合

物価資料に記載されている材料の単価の決定は、実勢価格の安価な方を採用する。

ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。

なお、適用時期は毎月とする。

また、公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。

ただし、公表価格で、割引率（額）の表示がある資材は、その割引率（額）を乗じた（減じた）価格を積算に用いる単価とする。

2) 資材調査単価による場合

1)によりがたい場合、単価の決定は資材調査単価によるものとする。

3) その他

1), 2)によりがたい場合、単価の決定は市基準によるものとする。

1-2-1-2 労務費

(1)所要人員、(2)労務賃金、(3)夜間工事の労務単価、(4)休日作業の労務単価は、市基準に準拠する。但し、配管工の労務賃金については以下の①②のとおりとする。

①労務単価

水道事業実務必携に基づき、「公共工事設計労務単価」に4%を加算した額を使用する。

②適用範囲

水道事業実務必携及び水道工事積算基準書の歩掛を用いた単価のみに適用する。

1-2-1-3 直接経費

直接経費は、工事を施工するために直接必要とする経費とし、その算定は次の(1)から(4)までによるものとする。

(1)特許使用料

実務必携を適用する。

(2)水道光熱電力料

実務必携を適用する。

(3)機械経費

実務必携を適用する。

(4)仮設材損料

仮設材の損料もしくは、賃料を計上する。

1-2-1-4 諸雑費及び端数処理

(1)諸雑費

1) 諸雑費の定義

当該作業に必要な労務、機械損料及び材料等でその金額が全体の費用に比べて著しく小さい場合に、積算の合理化及び端数処理を兼ねて一括計上する。

2)代価表

①代価表（歩掛表に諸雑費率があるもの）

単位数量当りの代価表の合計金額が、有効4桁となるように原則として所定の諸雑費率以内で端数を計上する。

②代価表（率でない諸雑費があるもの）

単位数量当りの代価表の合計金額が、有効4桁となるように原則として端数を計上する。

③金額は「諸雑費」の名称で計上する。

3) 内訳書

諸雑費は計上しない。

(2)端数処理

① 代価表の各構成要素の「数量×単価＝金額」及び単位当り金額は1円までとし、1円未満は切り捨てる。ただし、施工パッケージ型積算方式による積算単価は、代価表内で有効数字4桁（5桁目以降切り上げ）とし、その単価を内訳書に代入する際には小数第2位未満は切り捨てるものとする。

「数量×施工パッケージ型の単価＝金額」は小数第1位までとし、2位以下は切り捨てる。また施工パッケージ型の単価とそうでないものとを合算する代価表の単位当り金額は小数第1位までとし、2位以下は切り捨てる。

内訳書の各構成要素の「数量×単価＝金額」は1円までとし、1円未満は切り捨てる。

② 歩掛における計算結果の端数処理については、各々に定めのある場合を除き、小数第3位までとし、4位以下を四捨五入する。

③ 共通仮設費率の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

④ 現場管理費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

⑤ 工事価格は、1,000円単位とする。工事価格の1,000円単位での調整は、一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整（1,000円単位で切捨て）するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。

1-2-2 間接工事費

1-2-2-1 総則

この算定基準は、間接工事費の算定に係る必要な事項を定めたものである。間接工事費の構成は、実務必携を適用する。

- ・家屋調査費は、間接工事費及び一般管理費の率計算の対象外とする。
- ・環境計量測定分析費は、現場管理費、一般管理費の率計算の対象外とする。

1-2-2-2 共通仮設費

(1) 工種区分

実務必携を適用する。

(2) 算定方法

実務必携を適用するが、5)間接工事費等の項目別対象表の（注）（ロ）、（ホ）については次のとおりとする。

（ロ） 管材費とは水を直接輸送（導送配水及び排水）する管類とその接合材料、仕切弁、消火栓、空気弁等の弁類、管路の一部となる電磁流量計等の管路付属設備の費用を言い、仮設配管も含める。

ボックス類、仕切弁等の継足棒および振れ止め、ポリエチレンスリーブ、明示テープ、埋設標識シート、保温チューブ、防蝕テープ、さや管、エアータグ止水工法用エアータグ、超音波式や挿入式など管路とみなせない流量計、次亜塩素素注入設備、水位計・圧力計・水質モニター（機器に至る導水管及び排水管は管材料とする）等は、管材料とみなさないものとする。

また、管材とは管等の内面が水に接する材料であるが、受配水池のステンレス鋼板、耐震目地などについては、管類ではないため管材料としない。

（ホ） 現場発生品とは、同一現場で発生した資材を物品管理法で規定する処理を行わず再使用する場合をいう。

工事に伴って発生する、鉄屑、鉛屑は現場発生品として取り扱う。

(3) 共通仮設費の率分

1) 共通仮設費の率分の積算

共通仮設費の率分の算定は、原則として実務必携に記載のとおりとする。ただし、算出された額が最低限度額に達しないときは、最低限度額の範囲内において増額することができる。

2) 共通仮設費率の補正

実務必携を適用する。

3) 最低限度額

共通仮設費の率計算による額の最低限度額を 45,000 円とする。

4) 共通仮設費率に含まれる費用

共通仮設費率に含まれる費用は、原則として実務必携に記載のとおりとする。なお、公共基準点保全作業についても共通仮設費率に含まれる。

(4) -1 運搬費

運搬費の積算方法については、市基準を準用する。ただし一部は次のとおりとする。

1) 運搬費の積算

① 建設機械機械器具の運搬等に要する費用

(ロ) 仮設材等（鋼矢板、アルミ矢板、H 形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬

(リ) レンタル仮配管及びその弁栓ボックス等の運搬

④ 建設機械等の運搬基地・距離

運搬距離は原則として工事場所が所在する区の区役所から工事現場までの距離とし 1 往復計上する。ただしレンタル仮配管及びその弁栓ボックス等の運搬については、レンタル仮配管業者の指定地から工事現場までの距離を 1 往復計上する。

2) 積算方法

① 共通仮設費に計上される運搬費

(ロ) 積上げ項目による運搬費

b. 仮設材等（鋼矢板、アルミ矢板、H 形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬

ただし、敷鉄板については敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。

d. レンタル仮配管及びその弁栓ボックス等の運搬

レンタル仮配管及びその弁栓ボックス類については見積り額を計上する。

⑥ 支給品の運搬

支給品の運搬について、起点を定めることができない場合は、局（百舌鳥梅北町）を起点とし片道のみを計上する。

1-2-3 現場発生品および支給品運搬

市基準を適用する。

1-2-4 一般管理費等

1-2-4-4 一般管理費等率の補正

(1)～(4)については実務必携を適用するが、別表-5については次のとおりとする。

別表-5 契約保証に係る一般管理費等率の補正

保証の方法	補正值
ケース1：発注者が金銭的保証を必要とする場合。	0.04
ケース2：発注者が役務的保証を必要とする場合。	0.09
ケース3：ケース1及び2以外の場合。	補正しない

注1 一般工事については、原則としてケース1を適用する。

2 ケース3は以下の場合に適用する。

- ・「堺市契約規則」第28条の1に該当するとき
- ・「堺市建設工事等に係る競争入札等事務取扱要綱」第15条に該当するとき
- ・地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定(緊急の必要により競争入札に付すことができないとき)により随意契約を行うとき

3 契約保証費を計上する場合は、原則として当初契約の積算に見込むものとする。

1-2-7-2 雨休率

雨休率について、降雨の影響を受けない作業は市基準に記載の「降雨日数」「各地区における特殊条件」を除いて考慮している。

また、降雨の影響を受ける作業は「各地区における特殊条件」を除いて考慮している。

1-2-8 週休2日工事に要する費用の積算

「堺市上下水道局週休2日制工事試行要領(土木工事及び機械・電気設備工事)」及び「堺市上下水道局週休2日制工事实施要領(営繕工事)」を適用する。

1-2-10 市場単価方式による週休2日取得に要する費用の計上に関する補正係数

「堺市上下水道局週休2日制工事試行要領(土木工事及び機械・電気設備工事)」及び「堺市上下水道局週休2日制工事实施要領(営繕工事)」を適用する。

第3節 数値基準

1-3-1 数値基準

1. 総則

- (1) 積算に関する数値の基準は原則として実務必携及び市基準によるものとするが、本節に記載する事項を優先する。また、本基準書、実務必携及び市基準を除く基準書を用いて積算する場合は当該基準書の数値基準を優先する。
- (2) 数量並びに工事用材料の単位及び最終数位は本節次表又は当該基準書各表によるものとし、最終数位以下は四捨五入する。
- (3) 設計数量が表示数位に満たない場合及び工事規模、工事内容等により、設計表示数位が不適当と判断される場合（小規模工事等）は有効数位第1位の数量を設計表示数位とする。
- (4) 構造物の計算に用いる角度は分止めとし、法長率、三角関数、弧度は四捨五入して、小数第3位止めとする。ただし、特別詳細に計算する必要があるときは、小数第5位止めとする。
- (5) 算式通算における乗除はフリー計算とし、その結果について小数第4位を四捨五入、3位止めとし、トータルにおいて特記本節次表又は当該基準書各表に定められた数位止めとする。
- (6) 各数量は、長さ、垂直方向を厚さ及び深さ、他を幅にとり、個々に算出する。設計数量は内訳書毎に集計し、同一の単価項目もしくは同一内容の代価項目においては集計した値とする。

設計書の数値基準表

区分	種別	単位	数値
土工	掘削・埋戻し	m ³	※A
基礎工	基礎砕石	m ²	※A
コンクリート工	コンクリート打設工	m ³	0.1
	モルタル上塗り	m ²	0.1
	型枠工	m ²	0.1
取り壊し工	構造物取り壊し工	m ³	0.1
仮設工	アルミ矢板建込	m	0.1
鉄鋼	鉄筋、形鋼、鋼板	t	0.001
管材料	鋳鉄管	本	1
	ボルト	本	1
	配水用ポリエチレン管	本	1
	ポリエチレン2層管	m	0.1
	ビニル管（呼び径 50 mm以下）	m	0.1
	ポリエチレンスリーブ	枚 m	1 0.1
	管明示テープ・シート	巻 m	※B 0.1
その他	残土・廃路盤処分	m ³	※A
	残塊処分	m ³	※A
	廃プラスチック類処分	m ³	※C
	泥水処理	m ³	※A

(ア) ※A 1。ただし10未満の場合は0.1

(イ) ※B 1。ただし1未満では有効数値

(ウ) ※C 0.1。ただし処分地毎の最低受入数量積算は一式計上

第2章 開削工事歩掛

第2節 土留工

2-2-7 土留歩掛表（アルミ矢板たて込み）

下水道用設計標準歩掛表を適用する。

2-2-8 支保歩掛表（軽量金属製・アルミ矢板使用時）

下水道用設計標準歩掛表を適用する。

第3節 鋳鉄管布設工

2-3-3 メカニカル継手歩掛表

第3表 (1口当り) [実務必携、局]

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	諸雑費	モルタル充填工		
				配管工 (人)	普通作業員 (人)	モルタル量 (m ³)
実務必携のとおり						

備考についても、実務必携のとおりとするが、堺市上下水道局発注工事においては、以下について特に定める。

1. 離脱防止型継手は、30%増しとする（モルタル充填工を除く）。
2. 特殊継手は、10%増しとする。
3. FT形継手は、「実務必携 2-3-5 フランジ継手歩掛表 JWWA 10K」を準用することとする。

2-3-3-2 耐震型補強金具継手歩掛表（継手補強金具、フランジ固定金具）

(1口当り) [実務必携準用、局]

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	ポリエチレンスリーブ 必要数(m)	粘着明示テープ 必要数(m)	埋設標識 シート(m)	諸雑費
75以下	2-3-3 メカニカル継手		0.6	1.2	1.0	労務費 の1%
100			0.6	1.5	1.0	
150			0.6	2.1	1.0	
200			0.6	2.8	1.0	
250			0.6	3.4	1.0	
300			0.6	4.1	1.0	
350			0.6	4.7	1.0	
400			0.6	5.3	1.0	
450			0.6	6.0	1.0	
500			0.6	6.6	1.0	
600			0.6	7.9	1.0	
700			0.6	9.2	1.0	
800			0.6	10.5	1.0	
900			0.6	11.8	1.0	
1,000			0.6	13.1	1.0	

- 備考
1. ポリエチレンスリーブ、粘着明示テープ、埋設標識シートの設置手間も上記歩掛に含む。
 2. フランジ継手部の既設ボルト・ナットは入れ替えることを標準としている。
 3. 非耐震継手の外周から設置する耐震型補強金具の労務の歩掛は35%増しとする。
 4. 諸雑費には、滑材、接合器具損料を含む。

2-3-13 ポリエチレンスリーブ被覆歩掛表

第13表

(100m当り) [実務必携、局]

呼び径 (mm)	労 務 費 (人)		ポリエチレン スリーブ 必要数 (m)	粘着明示テープ 必要長 (m)
	配管工	普通作業員		
75以下	実務必携 のとおり	実務必携 のとおり	125.0	51.0
100				61.2
150			120.0	83.6
200				104.0
250				126.5
300		実務必携に 「0.04」 を加算	116.7	147.9
350				168.3
400				290.4
450				310.8
500			125.0	332.9
600				375.4
700				417.9
800				460.4
900				504.6
1,000				547.1
1,100				589.6
1,200				632.1
1,350				696.7
1,500				759.6

備考 1. 呼び径100mm以下は管長4m、呼び径250mm以下は管長5m、呼び径1,500mm以下は管長6mについての歩掛である。

2. 呼び径400mmから1,500mmについては、粘着明示テープによる天端明示作業に必要な普通作業員及び粘着明示テープが含まれる。

第 5 節 硬質塩化ビニル管布設工

2-5-5 硬質塩化ビニル管（メカニカル継手）布設歩掛表

2-6-3 ポリエチレン管（メカニカル継手）布設歩掛表を適用する。

第8節 管切断工

2-8-2 鋳鉄管切断歩掛表

第2-1表（パイプ切削切断機使用）（1口当り）〔実務必携、局〕

呼び径 (mm)	特殊作業員 (人)	普通作業員 (人)	機械損料 (日)	諸雑費
実務必携のとおり				

- 備考
1. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬を含む。
 2. 諸雑費には、燃料、カッター刃の損耗費及び塗装の補修費を含む。
 3. 撤去管は別途歩掛あり。
 4. 本表は、S形・SⅡ形・KF形・NS形（呼び径500～1,500mm）の溝切り加工のみ行う場合にも適用する。

第9節 弁類及び消火栓設置工

本節において本基準書と実務必携に同様の歩掛表がある場合は本基準書を標準とする。

2-9-2 空気弁及び空気弁座設置歩掛表

2-9-2-1 フランジ形空気弁設置歩掛表

第6-1表

(1基当り) [実務必携、局]

方法	呼び径 (mm)	配管工(人)	普通作業員 (人)	諸雑費	クレーン運転時間 (h)
人力 施工	13～25	—	0.05	労務費 の1%	—
	50	0.05	0.16		—
機械 施工	75	0.03	0.05		0.40
	100	0.03	0.05		0.40
	150	0.05	0.08		0.57
	200	0.06	0.10		0.73

- 備考 1. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬、据付を含む。
 2. 補修弁の据付を含む。
 3. フランジ接合は含まれていない。
 4. クレーン付トラックは、4t積、2.9t吊り。
 5. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数0.6を乗じて算出する。
 6. 諸雑費には接合器具損料を含む。

2-9-2-2 空気弁設置歩掛表 (分岐サドル使用) [実務必携、局]

本基準書第二編 1-4-2 サドル分水栓建込み歩掛表を準用すること。

2-9-3 消火栓設置歩掛表

原則として、機械施工とするが現場の状況に応じて人力施工としてもよい。

第 7-1 表 消火栓設置歩掛 (1 基当たり) [実務必携、局]

種 別		配管工 (人)	普通作業員 (人)	クレーン付トラック 運転時間(h)	諸雑費
人 力	単口	0.06	0.20	—	労務費 の1%
	双口	0.13	0.30		
機 械	単口	0.02	0.04	0.31	
	双口	0.03	0.05		

- 備考 1. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬、据付を含む。ただし、フランジ接合は含まない。
2. 補修弁の据付を含む。
3. クレーン付トラックは4t積、2.9t吊とする。
4. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数0.6を乗じて算出する。
5. 諸雑費には、接合器具損料を含む。

2-9-5-1 仕切弁・空気弁ボックス設置歩掛表 (レジンコンクリートボックス)

第 9-1 表 鉄蓋設置歩掛表 (1 個当たり) [実務必携、局]

種類		寸 法 (mm)	1 個当たり質量 (kg)	普通作業員 (人)
円 形	1 号	250	30kg未満	0.06
	3 号	500		0.10

- 備考 1. 本表は、レジンコンクリートボックスにおける水道用円形鉄蓋の設置に適用し、種類ごとの寸法及び質量が近似する鉄蓋の設置についても適用できるものとする。
2. 円形鉄蓋の寸法は、受枠のフランジ内径とする。
3. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数0.6を乗じて算出する。
4. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬を含む。

第 10 節 既設管撤去工

2-10-2 既設管撤去切断歩掛表

撤去管の切断歩掛は、次表の補正対象歩掛に補正係数を乗じて算出する

第 1 表

〔実務必携、局〕

撤去管		補正対象歩掛	補正係数
材質	呼び径		
铸铁管 (FC)	350mm 以下	「铸铁管切断歩掛表」	0.25
	400mm 以上 2,000mm 以下	「铸铁管切断歩掛表」	0.35
ダクタイル铸铁管 (FCD)	350mm 以下	「铸铁管切断歩掛表」	0.27
	400mm 以上 2,000mm 以下	「铸铁管切断歩掛表」	0.46
硬質塩化ビニル管	75mm 以上	「硬質塩化ビニル管切断歩掛表」	0.25
配水用ポリエチレン管	75mm 以上	「ポリエチレン管切断歩掛表」	0.25
鋼管 (STW290・370・400)	350mm 以下	「鋼管切断歩掛表」	0.25
鋼管 (STW400・400B)	400mm 以上 1,000mm 以下	「鋼管切断歩掛表」	0.35

備考 切断数量は、積込荷台等の現場状況に応じて定めることとする。

第 1 3 節 その他

2-13-1 ドレッサー形継手工歩掛表 (1組当り) [局]

呼び径 (mm)	配管工(人)	普通作業員(人)
50	0.06	0.06
75	0.07	0.07
100	0.08	0.08
125～150	0.11	0.12
200	0.14	0.14
250	0.18	0.18
300	0.22	0.22
350	0.25	0.25
400	0.28	0.28
450	0.32	0.32
500	0.35	0.35
600	0.41	0.41

2-13-2 鋳鉄管補修継手工歩掛表 (1組当り) [局]

呼び径 (mm)	鋳鉄管補修金具(大)		鋳鉄管補修金具(小)	
	配管工 (人)	普通作業員 (人)	配管工 (人)	普通作業員 (人)
75	0.23	0.19	0.12	0.10
100	0.38	0.35	0.19	0.18
125～150	0.43	0.41	0.22	0.21
200	0.45	0.42	0.23	0.21
250	0.46	0.44	0.23	0.22
300	0.48	0.46	0.24	0.23
350	0.56	0.53	0.28	0.27
400	0.58	0.59	0.29	0.30
450	0.60	0.60	0.30	0.30
500	0.63	0.81		

2-13-3 異種管継手工(離脱防止付)歩掛表 (1組当たり)〔局〕

呼び径 (mm)	配管工(人)	普通作業員(人)
50	0.08	0.08
75	0.09	0.09
100	0.10	0.10
125～150	0.14	0.16
200	0.18	0.18
250	0.23	0.23
300	0.29	0.29
350	0.33	0.33
400	0.36	0.36
450	0.42	0.42
500	0.46	0.46
600	0.53	0.53

※VC ジョイントについては1組につき2口当り計上するものとする。

2-13-4 フランジ短管設置歩掛表 (1か所当たり)〔局〕

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)
75	0.04	0.07
100	0.04	0.07
150	0.06	0.09

- 備考
1. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬、据付を含む。
 2. フランジ接合は含まれていない。
 3. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数0.6を乗じて算出する。

2-13-5 仕切弁用ボックス（コンクリートブロック）据付工歩掛表（円形）（1個当り）〔局〕

名 称	形状寸法	普通作業員(人)	重量(kg)
仕切弁用ボックスA(鉄蓋小)	H 2 0 0	0. 0 3	5 0
仕切弁用ボックスA(鉄蓋大)	H 2 0 0	0. 0 4	6 7
仕切弁用ボックスB	φ 2 5 0 H 3 0	0. 0 1	1
	φ 2 5 0 H 5 0	0. 0 1	6
	φ 2 5 0 H 1 0 0	0. 0 1	1 7
	φ 2 5 0 H 1 5 0	0. 0 2	2 5
	φ 2 5 0 H 2 0 0	0. 0 2	2 8
	φ 2 5 0 H 3 0 0	0. 0 3	3 8
	φ 3 2 0 H 3 0	0. 0 1	2
	φ 3 2 0 H 5 0	0. 0 1	4
	φ 3 2 0 H 1 0 0	0. 0 2	2 3
	φ 3 2 0 H 1 5 0	0. 0 2	2 7
	φ 3 2 0 H 2 0 0	0. 0 2	3 7
	φ 3 2 0 H 3 0 0	0. 0 3	5 0
仕切弁用ボックス勾配B	φ 2 5 0 3%	0. 0 1	4
	φ 2 5 0 5%	0. 0 1	5
	φ 3 2 0 3%	0. 0 1	6
	φ 3 2 0 5%	0. 0 1	7
仕切弁用ボックスC(下段)	φ 2 5 0 × φ 3 2 0 H 1 5 0	0. 0 2	2 9
	φ 2 5 0 × φ 3 2 0 H 3 0 0	0. 0 3	4 2
	φ 3 2 0 × φ 4 5 0 H 1 5 0	0. 0 3	4 0
	φ 3 2 0 × φ 4 5 0 H 3 0 0	0. 0 4	6 4

- 備考 1. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬を含む。
2. 仕切弁用ボックスC(中段)は仕切弁用ボックスC(下段)と同じとする。
3. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数0.6を乗じて算出する。

2-13-6 呼び径600mm鉄蓋用マンホール側塊（円形）据付工歩掛表（1個当り）〔局〕

種 別		形 状 寸 法 (上径×下径×高さ) (mm)	普通作業員 (人)	重量 (kg)
斜壁マンホール	600A	600×900×300	0.50	250
	600B	600×900×450	0.76	380
	600C	600×900×600	0.85	425
	600D	600×1200×600	0.95	475
	900	900×1200×600	1.00	500
	1,200	1200×1500×600	1.42	710
直壁マンホール	900A	900×900×300	0.50	250
	900B	900×900×600	0.76	380
	1,200A	1200×1200×300	0.68	340
	1,200B	1200×1200×600	1.10	550
	1,500A	1500×1500×300	0.88	440
	1,500B	1500×1500×600	1.50	750
鉄蓋		φ600	0.30	150

備考 1. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬を含む。

2. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数0.6を乗じて算出する。

2-13-7 スラブ据付歩掛表（1か所当り）〔局〕

名 称	形状寸法 (mm)	普通作業員(人)	重量(kg)
スラブ60	600×250 (2枚組)	0.03	42
スラブ80	800×300 (2枚組)	0.05	72
スラブ90	900×300 (2枚組)	0.06	87
スラブ100	1000×400 (2枚組)	0.09	130

備考 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数0.6を乗じて算出する。

2-13-8 仕切弁用ボックス標準セット歩掛表（1か所当り）〔局〕

呼び径(mm)	普通作業員(人)
φ75～φ100	0.11
φ150～φ400	0.15

備考 1. 本表は標準を示したもので、現場の状況に応じて割増することができる

2. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数0.6を乗じて算出する。

2-13-9 消火栓用(空気弁用)ボックス(コンクリートブロック)据付歩掛表(角形)

(1個当り) [局]

名称	形状寸法 (mm)	普通作業員 (人)	重量 (kg)
単口消火栓用ボックスA(鉄蓋小)	360×460 H200	0.07	111
双口消火栓用ボックスA(鉄蓋大)	480×680 H200	0.12	187
単口消火栓(空気弁)用ボックスB	360×460 H30	0.01	3
	360×460 H50	0.01	9
	360×460 H100	0.02	26
	360×460 H200	0.03	52
双口消火栓(空気弁)用ボックスB	480×680 H30	0.01	15
	480×680 H50	0.02	24
	480×680 H100	0.03	47
	480×680 H200	0.06	89
単口消火栓(空気弁)用ボックス 勾配B	360×460 長辺3%	0.01	9
	360×460 長辺5%	0.01	9
	360×460 短辺3%	0.01	9
	360×460 短辺5%	0.01	9
単口消火栓(空気弁)用ボックスC	360×460 H200	0.05	68
双口消火栓(空気弁)用ボックスC	480×680 H200	0.07	110
空気弁用ボックスA(鉄蓋小)	360×460 H200	0.07	109
空気弁用ボックスA(鉄蓋大)	480×680 H200	0.12	176

備考 1. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬を含む。

2. スラブ据付工の歩掛は「2-13-7 スラブ据付歩掛表」を使用する。

3. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数0.6を乗じて算出する。

2-13-10 消火栓用(空気弁用)ボックス(コンクリートブロック)据付歩掛表(旧美原町型)

(1個当たり) [局]

名称	形 状 寸 法 (mm)	普通作業員 (人)	重量 (kg)
単口消火栓用ボックスA(鉄蓋小)	3 5 0 × 5 5 0 H 2 0 0	0. 0 7	1 1 1
単口消火栓(空気弁)用ボックスB	3 5 0 × 5 5 0 H 1 0	0. 0 1	2
	3 5 0 × 5 5 0 H 3 0	0. 0 1	1 1
	3 5 0 × 5 5 0 H 5 0	0. 0 1	1 7
	3 5 0 × 5 5 0 H 1 0 0	0. 0 2	3 1
	3 5 0 × 5 5 0 H 1 2 5	0. 0 3	4 0
	3 5 0 × 5 5 0 H 1 5 0	0. 0 3	4 7
	3 5 0 × 5 5 0 H 2 0 0	0. 0 4	6 0
単口消火栓(空気弁)用ボックス 勾配B	3 5 0 × 5 5 0 長辺 3 %	0. 0 1	1 3
	3 5 0 × 5 5 0 長辺 5 %	0. 0 1	1 6
	3 5 0 × 5 5 0 短辺 3 %	0. 0 1	1 3
	3 5 0 × 5 5 0 短辺 5 %	0. 0 1	1 6
単口消火栓(空気弁)用ボックスC	3 5 0 × 5 5 0 H 2 0 0	0. 0 5	7 4
	3 5 0 × 5 5 0 斜 H 2 0 0	0. 0 5	6 9
空気弁用ボックスA(鉄蓋小)	3 5 0 × 5 5 0 H 2 0 0	0. 0 7	1 1 1

備考 1. 歩掛は、20m程度の現場内小運搬を含む。

2. スラブ据付工の歩掛は「2-13-7 スラブ据付歩掛表」を使用する。

3. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数0.6を乗じて算出する。

2-13-11 消火栓用(空気弁用)ボックス標準セット歩掛表 (1 か所当り) [局]

種別	形状	普通作業員(人)
消火栓	単口	0.20
	双口	0.34
空気弁	小	0.20
	大	0.34

- 備考 1. 本表は標準を示したもので、現場の状況に応じて割増することができる。
 2. 撤去歩掛は、上記歩掛に補正係数0.6を乗じて算出する。

第5章 その他歩掛

第1節 通水試験工

φ300以下の配水管布設工事における通水試験工の積算条件を以下に定める。なお、φ350以上の工事については、工事毎の積算条件に応じ実務必携に基づいた積算を行うこと。

- ① 給水車は使用しない。
- ② 通水試験距離(m)は、配水管布設工の総延長（工事概要記載の布設工の合計延長。配水用ポリエチレン管以外のφ50以下を除く）とする。
- ③ 配水管布設工の延長による取り扱いは以下のとおりとする。
 - a. 通水試験距離が500mに満たない場合、次式により算出する。
通水試験（日）＝通水試験距離／500（小数第3位四捨五入）
 - b. 通水試験距離が500m以上2,000m以内の場合、通水試験（日）は「1.00」を計上する。
 - c. 通水試験距離が2,000mを超過する場合は、上記a.とb.を基に加算する。

第二編 参考資料

第1章 参考歩掛

第1節 管路土工

1-1-1 管路掘削歩掛表

(1) 適用範囲

- 1) については実務必携を適用する。
- 2) 地山、路盤、路床の掘削積み込みに適用する。

1-1-6 発生土処理歩掛表

(1) 適用範囲

本歩掛は、水道工事の管路開削工事の土工より発生した土砂をバックホウにより直接掘削積込し、ダンプトラックで処分地まで運搬する場合に適用する。また路盤材においても適用する。

- (2)～(4) については実務必携を適用する。

第4節 飲料水供給施設工

1-4-2 サドル分水栓建込み歩掛表

第1表

(1か所当り) [実務必携、局]

配水管	13	20	25	30	40	50
実務必携のとおり						

- 備考 1. 建込み工には、せん孔、分水栓の取付け(サドル付分水栓の取付け含む)、防食フィルム(ポリエチレンスリーブも同じ)被覆、及び分水栓ユニオンニップル継手の工種が含まれている。
2. 表内のポリエチレン管とは配水用ポリエチレン管であり、ポリエチレン2層管から分岐する建込みはビニル管を適用する。
3. 鋳鉄管の諸雑費には、電動式穿孔機を使用する場合に適用し、燃料、機械器具損料及び損耗費等を含む。
4. ビニル管・ポリエチレン2層管及び配水用ポリエチレン管の諸雑費には、工具損料及び損耗費等を含む。

1-4-2-1 分岐サドル取付工歩掛表

(1か所当り) [局]

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)
50	0.02	0.02
75	0.03	0.03
100	0.04	0.03
150	0.05	0.05
200	0.06	0.06
250	0.08	0.08
300	0.08	0.08

- 備考 1. すべての管種に適用する。
2. 取外しについては、本表の60%を計上すること

1-4-2-2 サドル付分水栓閉止工歩掛表 (1か所当り) [実務必携準用、局]

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	諸雑費
13	第一編 2-6-1 ポリエチレン管継手工準用		
20			
25			
30			
40			
50			

- 備考 諸雑費には、接合器具損料を含む。

1-4-2-3 甲型分水栓閉止工歩掛表（10か所当り）〔局〕

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)
13	0.40	0.15
20	0.45	0.15
25	0.50	0.15

備考 開く工程を伴う際は配管工0.08人を加算して「甲型分水栓開閉工」とする。

1-4-4 止水栓取付け歩掛表

第3表 (1か所当り)〔実務必携、局〕

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	諸雑費
13	0.03	0.01	労務費の 1%
20	0.04	0.01	
25	0.05	0.01	
30	0.07	0.01	
40	0.07	0.02	
50	0.08	0.02	

- 備考 1. 止水栓本体の据付工、及び両側の継手工を含む。
 2. 止水栓筐の取付けを含まない。
 3. 諸雑費には、接合器具損料を含む。

1-4-7、1-4-8 量水器取付け歩掛表

第6表・第7表

(1か所当り)〔実務必携、局〕

呼び径 (mm)	取付工				附帯配管工	
	特殊作業員 (人)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	諸雑費	配管工 (人)	普通作業員 (人)
13	(0.10)	0.11	0.04	労務費の 1%	—	—
20		0.13	0.04		—	—
25		0.17	0.06		—	—
30		0.22	0.07		—	—
40		0.26	0.09		—	—
50		0.15	0.29	—	0.42	0.42
75		0.19	0.35	—	0.32	0.32
100		0.57	0.57	—	0.42	0.42
150		0.74	0.74	—	0.75	0.75

- 備考 1. 取付工には、量水器本体の据付け及び両側の継手工（ねじまたはフランジ接合）を含み、量水器筐の取付け歩掛は含まない。
2. φ40以下はねじ込み接合とし、諸雑費には接合器具損料を含む。
φ50以上はフランジ接合とする。
3. 遠隔式、電磁流量計、ベンチュリー式タービンメータ等特殊メータについては（）の特殊作業員をあわせて計上する。
4. 遠隔式、電磁流量計の指示計、記録計、積算計等の据付調整作業は、別途計上する。
5. 附帯配管工は必要な場合のみ計上し、附帯配管工には、量水器前後の据付工、継手工、ポリエチレンスリーブ被覆工を含む。

1-4-10-1 鉛管継手工歩掛表

(10か所当り)〔局〕

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)	諸雑費
13	0.72	0.40	労務費の3%
20	0.92	0.40	
25	0.97	0.60	
30	1.03	1.00	
40	1.23	1.20	
50	2.00	2.00	

- 備考 熱間継手の歩掛りであるので、冷間継手の場合はポリエチレン管継手の歩掛りを準用するものとする。

1-4-10-2 ユニオン及びニップル継手工歩掛表 (10か所当り)〔局〕

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)
1 3	0.1 2	0.1 0
2 0	0.1 3	0.1 0
2 5	0.1 5	0.1 0
3 0	0.1 7	0.1 0
4 0	0.2 0	0.1 5
5 0	0.2 5	0.1 5

1-4-10-3 V補修継手工歩掛表 (10か所当り)〔局〕

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)
1 3	0.2 0	0.1 0
2 0	0.2 3	0.1 0
2 5	0.2 5	0.1 3
3 0	0.3 0	0.1 5
4 0	0.3 5	0.2 0
5 0	0.4 1	0.2 5

1-4-10-4 止水栓上部取替工歩掛表 (10か所当り)〔局〕

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)
1 3	0.2 0	0.1 0
2 0	0.2 3	0.1 0
2 5	0.2 5	0.1 3
3 0	0.3 0	0.1 5
4 0	0.3 5	0.2 0
5 0	0.4 1	0.2 5

備考 ケレップ取替えも、この歩掛りを準用する。

1-4-10-5 止水栓グランド修理工歩掛表 (10か所当り)〔局〕

呼び径 (mm)	配管工 (人)	普通作業員 (人)
1 3	0.1 2	0.1 0
2 0	0.1 3	0.1 0
2 5	0.1 5	0.1 0
3 0	0.1 7	0.1 0
4 0	0.2 0	0.1 5
5 0	0.2 5	0.1 5

1-4-10-6 止水栓ボックス及び量水器ボックス設置工歩掛表（10か所当り）〔局〕

種 別	普通作業員（人）
止水栓ボックス A・B	0.40
止水栓ボックス C	0.16
量水器ボックス（呼び径25mm以下用）	0.60
量水器ボックス（呼び径30、40mm用）	0.90
量水器ボックス（呼び径50mm用）	19.50
量水器ボックス（呼び径75mm用）	29.60
量水器ボックス（呼び径100mm用）	46.10
量水器ボックス（呼び径150mm用）	46.10

- 備考 1. 碎石敷き均し、底板取付け、土留め板取付けの費用を含む。
2. 材料費は別途計上すること。ただし、呼び径50mm以上については量水器鉄蓋を除く材料費として労務費の20%を諸雑費として計上すること
3. 撤去については、本表の50%を計上すること

1-4-10-7 断水器コマ設置工歩掛表（10か所当り）〔局〕

呼び径（mm）	配管工（人）	普通作業員（人）
13	0.30	0.05
20	0.40	0.10
25	0.50	0.20
30	0.60	0.30
40	0.70	0.40
50	0.80	0.50

備考 撤去については、本表の50%を計上すること。

第3章 その他

第1節 仮設配管工の積算

3-1-3 積算方法

積算にあたっては本基準書及び実務必携第一編第2章開削工歩掛を用いる。

転用方式で用いる配管材は原則としてポリエチレン2層管とする。

配管材の撤去については、再使用しない場合には設置の30%、再使用する場合には40%を計上することを標準とする。

配管材を転用方式により再使用を行う場合には3回を標準とする。したがって材料費を損料積算する場合は、材料単価を使用回数で除した金額（1円までとし、1円未満は切り捨てる）を損料として積算するものとする。

第 2 節 交通誘導警備員等

3-2-1 適用範囲

市基準を適用する。

3-2-2 計上区分

市基準を適用する。

第3節 家屋調査等

3-3-1 経費を算出する際の係数について

経費を算出する際の係数（ $\alpha / (1 - \alpha)$ など）は、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）としている。

3-3-2 家屋調査（外周構造物）の積算

3-3-2-1 適用範囲

対象物件は、影響範囲がブロック塀・門柱・土間コンクリート等。外周構造物のみの調査を行う場合に適用する。

3-3-2-2 調査歩掛

(1) 事前調査

下水道設計指針【工事編】（大阪府都市整備部下水道室）を適用し規模は 70m² 以上 130m² 未満を標準とする。

(2) 事後調査

事前調査と同じ。

3-3-3 家屋調査（一般建物）の積算

3-3-3-1 適用

本調査費は建物等の内部に立入り専門家による詳細な調査を行う必要がある工事について適用し、軽微な調査については現場管理費の範囲とする。

3-3-3-2 調査歩掛

(1) 事前調査

建設工事積算基準（大阪府都市整備部）の地盤変動影響調査等における事前調査を適用し、木造建物A（70m² 以上 130m² 未満）を標準とする。

(2) 事後調査

建設工事積算基準（大阪府都市整備部）の地盤変動影響調査等における事後調査を適用し、木造建物A（70m² 以上 130m² 未満）を標準とする。

3-3-4 家屋調査（一般建物（外部のみ））の積算

3-3-4-1 適用

本調査費は3-3-3 家屋調査（一般建物）において建物等の内部の調査を拒否されたものについて適用し、軽微な調査については現場管理費の範囲とする。

3-3-4-2 調査歩掛

(1) 事前調査

建設工事積算基準（大阪府都市整備部）の地盤変動影響調査等における事前調査を適用し、木造建物A（70m² 以上 130m² 未満）を標準とし歩掛は60%に補正する。なお端数処理については小数第3位までとし、4位以下を四捨五入する。

(2) 事後調査

建設工事積算基準(大阪府都市整備部)の地盤変動影響調査等における事後調査を適用し、木造建物A(70m²以上130m²未満)を標準とし歩掛は60%に補正する。なお端数処理については小数第3位までとし、4位以下を四捨五入する。

第三編 設計業務委託標準歩掛

第1章 積算基準

第1節 設計業務等積算基準

1-1-3 業務委託料の積算

(1)については実務必携を適用する。

(2)各構成要素の算定

1) については実務必携を適用する。

2) 直接経費

直接経費は、実務必携に基づいて必要額を積算するものとする。ただし旅費交通費については原則として市基準による。

3)～5)については実務必携を適用する。

参考資料

第1節 総則

(1)設計等における数値の扱い

1)については実務必携を適用する。

2)端数処理の方法

①～⑥については実務必携を適用する。

⑦業務価格

業務価格は、1,000円単位とする。1,000円単位での調整は諸経費又は一般管理費等で行う。なお、複数の諸経費又は一般管理費等を用いる場合であっても、各々の諸経費又は一般管理費等で端数調整(1,000円単位で切捨て)するものとする。ただし、単価契約は除くものとする。

第2章 配水管設計歩掛

第1節 開削工法

2-1-1 基本歩掛

2-1-1-3 給水管

第1表

(100 か所当り)

職種 作業内容	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員
設 計 協 議	(第2表 設計協議基本歩掛により別途積算計上)				
現 地 調 査	—	—	—	—	—
設 計 計 画	(備考3、備考9から必要により第3表の歩掛を計上)				
各 種 計 算	(備考4、備考9から必要により第3表の歩掛を計上)				
図 面 作 成	—	—	—	0.5	1.5
数 量 計 算	—	—	—	0.5	1.5
審 査	—	—	—	—	—
計 (参 考)	—	—	—	1.0	3.0

備考1. 送配水管設計業務に付随する給水管設計業務に適応する。

- 「現地調査」は、送配水管設計業務に含まれる。
- 「設計計画」は、設計路線の工法比較、構造計画、仮設比較とその施行計画を含む。
- 「各種計算」は、構造計算、仮設計算等を含む。
- 「図面作成」は、位置図、平面図、縦断面図、詳細図（平面、縦断、横断図等）、構造図及び工事占用申請に必要な図面とする。
- 「数量計算」は、工事に必要な全ての計算で、数量計算書を作成する。
- 「審査」は、送配水管設計業務に含まれる。
- 上記作業内容で必要のない項目は除外する。
- 対象箇所数は送配水管設計業務に付随する給水管設計箇所数とする。ただし、委託設計箇所の中に伏越工を含む場合などで、「設計計画」及び「各種計算」が必要となる場合は、第3表から当該箇所数に相当する歩掛を加算する。
- 設計条件等による補正は原則としておこなわない。

第2表 設計協議基本歩掛

(1業務当り)(単位 人)

作業内容	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	備考
第1回打合せ	—	—	—	—	—	—
中間打合せ	—	—	0.5	—	—	1回当り
最終打合せ	—	—	—	—	—	—

注意 中間打合せの回数は、設計業務の主要な区切りにおいて決定する。ただし、第1回打合せ及び最終打合せは送配水管設計業務に含まれる。

第3表

(100か所当り)

職種 作業内容	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
設計計画	—	—	—	—	1.5
各種計算	—	—	—	—	2.0
計(参考)	—	—	—	—	3.5

第6節 その他

6-1-1-1 舗装復旧工事設計歩掛

(1) 舗装復旧工事詳細設計

与えられた平面図に基づいて現地照査し、舗装復旧設計書(図面含む)作成業務に適用する。

①基本歩掛

(1 km 当り)

職種 作業内容	直接人件費					労務費	備 考
	主任技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	製図工	
設 計 計 画	0.5	0.3	0.3	—	—	—	
現 地 踏 査	0.5	0.5	0.5	1.0	—	—	
平 面 図	—	—	—	0.5	0.5	0.5	
小構造物設計	—	—	—	0.5	0.5	0.5	必要に応じ計上
数 量 計 算	—	—	0.5	1.0	1.0	0.5	
照 査	0.3	—	—	—	—	—	
計	1.3	0.8	1.3	3.0	2.0	1.5	

備考 1. 現地踏査に必要なライトバン運転は別途計上する。(1,500cc、30 km/h、オーナー運転)

2. 図面作成は別途積算するものとする。

3. 小構造物(ブロック又は石積、側溝、小規模な重力式擁壁等、力学計算を必要とせず従来の技術的経験から設計できるもの)については必要に応じて計上するものとする。

4. 市街地、幅員等による補正は原則として行なわない。

②設計協議基本歩掛

区 分	設計協議回数	構成人員	
		主任技師	技師 (B)
第1回打合せ	1	1.0 人	1.0 人
中間打合せ	1	—	1.0 人
成果品納入時	1	1.0 人	1.0 人

備考 1. 上記は標準の場合の設計協議回数であり、内容、規模等により適宜判断のうえ計上するものとする。

2. 設計協議の歩掛は、業務の内容、規模、設計協議に要する往復の拘束時間及び資料整理のために要する時間を考慮して、0.5 人/回まで減じることができるものとする。

(2) その他

① 現場立会基本歩掛

(1日当たり)

作業内容 \ 職種	直接人件費	
	技師 (A)	技師 (B)
現場立会	1.0 人	1.0 人

道路管理者等と舗装本復旧範囲の決定等に必要な立会に適用し、原則として
0.5 日単位で計上するものとする。

② 連絡車（ライトバン）運転費

設計業務等標準積算基準書（参考資料）を参照